

第2章 関係条例

1 札幌市衛生研究所条例

昭和37年3月31日

条例 第12号

改正 昭和46年12月条例第45号 昭和48年3月条例第10号

題名 改正(昭和48年3月条例第10号)

(設置)

第1条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を行ない公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市中央区南9条西7丁目

(使用料及び手数料)

第3条 研究所において行なう業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の類は、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)の規定による療養に要する事業を行なう法人に請求すべき費用の額の8割以内において市長が定める。ただし、法に定めのないものについては、法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて市長が定める。

(使用料等の納付)

第4条 使用料等は、設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際納めなければならない。

2 既に納めた料金若しくは試験等のため提出した物件は、これを還付しない。

(減免)

第5条 貧困又は災害等により、料金を納める資力がないと認める者その他特別の事由があると認められる者については、市長において、これを減免することができる。

2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者については、前項の規定にかかわらず特別の取扱いをすることができる。

(賠償)

第6条 設備の使用人又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 条例第2条の規定にかかわらず、当分の間研究所の位置は、市長が別に定める。

附 則（昭和46年条例第45条）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から実施する。（以下ただし書省略）
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改正規定にかかわらず、その改正規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている。その異なる町名は、施行日から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告の日（以下「変更日」という。）までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省 略

附 則（昭和48年条例第10号）抄

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 札幌市衛生研究所施行規則

昭和37年3月31日

附 則 第16号

改正 昭和46年7月規則第44号 昭和37年3月規則第17号
昭和48年3月規則第20号 昭和50年7月規則第42号
題名 改正（昭和48年3月規則第20号）

（目 的）

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例（昭和37年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用及び依頼の手続き）

第2条 衛生研究所（以下「研究所」という。）の設備を使用又は保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究（以下「試験等」という。）を依頼しようとするものは、次の各号に掲げる申込書を衛生研究所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、使用申込書（様式1）
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書（様式2）

（使用料及び手数料）

第3条 条例第3条第2項の規定による使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の8割相当額とする。

（使用料等の納入時期）

第4条 使用料等は、次の各号の一に該当する場合のほか、設備の使用、試験等の依頼、証明書の交付等のつど直ちに納めなければならない。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出しがたいとき。
- (2) その他市長が特別な事由があると認めるとき。

（減免の手続）

第5条 条例第5条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式3）を市長に提出しなければならない。

- 2 災害のため、使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定による減免申請書にその事実を証明する文章を添えなければならない。
- 3 市長が使用料等の減免を許可したときは、減免許可書（様式4）を交付する。

（成績書等の交付）

第6条 所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

- 2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正
〔省 略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第17号）

この規則は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の試験等の依頼に係るものの手数料から適用する。

附 則（昭和48年規則第20号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年規則第42号）

この規則は、昭和50年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降の試験等の依頼に係るものの使用料及び手数料から適用する。

別表

種	別		単位	料金	摘要	種	別		単位	料金	摘要	
	中	組					家庭用品検査	食品検査				化学試験
ウイルス検査	中和試験	組織動物	1項目	円 2,000		家庭用品検査	漏水試験	1項目	500		物理試験	
		インフルエンザ	同	マウスの 時間による。			落下試験	同	500			
		その他のウイルス	1検体	5,000			耐酸性試験	同	500			
		動物試験の場合は マウスの時間による	同	5,000			減圧変形試験	同	700			
特殊臨床検査	血液・尿その他の組織又は臓器中の重金属定量試験	簡易法	1項目	2,500		食品検査	牛乳	1検体	2,000		化学試験	
		精密法	同	5,000	複雑な前処理を必要とするもの		発酵乳	同	2,000			
糞便検査	HBs抗原検査	RIA法	同	1,700		食品検査	アイスクリーム	同	3,000		化学試験	
		RIA法	同	2,200			清涼飲料水	同	9,000			
食品細菌検査	虫卵検査	直接塗まつ法	1検体	40		食品検査	水	同	2,500		化学試験	
		処理	同	500			容器包装	同	3,000			
その他	各種細菌検査	ポツリヌス菌検査	1検体	マウスの 時間による。	ポツリヌス菌以外のもの	食品検査	合成樹脂	同	6,000	塩化ビニール樹脂を除く	化学試験	
		採血	1回	50			陶磁器	同	3,000			
水質検査	飲料	化学検査	1検体	1,200		食品検査	牛乳中抗生物質	1項目	2,000		物理試験	
		細菌検査	同	800			合成甘味料	同	3,000			
		普通法	同	800			合成着色料定性試験	同	2,000			
	水	化学検査	同	14,200			食品検査	合成保存料	同	2,000		物理試験
		精密法	同	1,300				合成甘味料	同	5,000		
	プール水	化学検査	同	800			食品検査	合成着色料定性試験	同	2,000		物理試験
		細菌検査	同	800				合成保存料	同	3,000		
	浴槽水	化学検査	同	800			食品検査	合成着色料定性試験	同	1,500		物理試験
		細菌検査	同	500				合成着色料定性試験	同	3,000		
	浄化槽放流水	化学検査	同	4,000			食品検査	合成着色料定性試験	同	1,000		物理試験
		細菌検査	同	800				合成着色料定性試験	同	2,000		
	簡易物理検査	一般的化学検査	簡易なもの	1項目	300			食品検査	漂白剤試験	同	2,000	
やや複雑なもの			同	500		重金属定量試験	同		3,000			
複雑なもの			同	1,000		シアン定量試験	同		3,000			
金属検査			同	1,500		シアン定量試験	同		3,000			
生物化学的酸素要求量測定試験	生物化学的酸素要求量測定試験	精密法	1検体	2,500		食品検査	油	同	1,500		物理試験	
		同	同	2,500			過酸化価	同	1,500			
生物同定検査	同	同	"	500		食品検査	カルボニール価	同	1,500		物理試験	
		同	"	700			チオバルビツール酸化	同	1,500			
塩化水素又は硫酸	同	同	"	3,000		食品検査	蛍光染料簡易定性試験	同	1,000		物理試験	
		同	"	5,000			水素イオン濃度測定試験	同	500			

